

令和7年2月21日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市議会議員 桃井 弘子

文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

議決すべき事件について

議会の議決事項については、地方自治法第96条第1項において、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなど計15項目について列挙して規定されている。

また、同法同条第2項において、第1項に掲げるもののほか、条例をもってその議決すべき事項を追加して定めることができるとされており、伊賀市においても「伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例」(以下、「条例」という。)により議決すべき案件を定めている。

条例第2条第1号の規定に基づくものとして、直近では、令和3年6月定例会に「第4次伊賀市地域福祉計画」、同年12月定例会に「伊賀市都市マスタープラン」が提出され、また、同条第2号の規定に基づくものとして、令和元年6月定例会に「伊賀市文化振興ビジョン」、令和5年2月定例会に「伊賀市環境基本計画」が提出され議会において審議しているが、この度策定される「伊賀市こども計画」については、2月18日に開催された議員全員協議会において、伊賀市総合計画の分野の一つであることを理由に議決の対象とはならない旨の説明を受けたところである。

市行政の基本的な構想、根幹的、基本的な施策に係る計画等の策定等については、条例の規定に基づく議決が必要ではないかと考えるが、下記の条例各号の規定に基づく議決案件について、その基準及び該当する計画等を示されたい。

【記】

1. 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想及びこれを具現化するための根幹的な施策や事業を示した計画等
2. 上記のもののほか、期間が5年以上のもので、市行政の基本的な施策に係る計画等(法令又は他の条例に定めのあるものは除く。)

